

真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務委託 仕様書

本仕様書は、真岡市市制施行70周年記念事業実行委員会(以下、「甲」という。)が発注する真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務委託を受注する者(以下、「乙」という。)の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1. 業務名

真岡市市制施行70周年記念事業 70周年記念パレード事業実施業務委託

2. 趣旨・目的

市制施行70周年を記念し、市民総ぐるみでお祝いし喜びを分かち合い、様々な世代の市民が主人公となって参加・交流し、愛着や地域の絆を深めることを目的に、市民団体の他、ブラスバンド、ダンスチーム、海外友好都市訪問団など市内外から様々な団体が参加するパレードを実施する。また、記念式典に合わせて訪問する3都市の海外友好都市訪問団の来訪を市全体で歓迎する意味も込め、市民の郷土愛の醸成に加え、多文化共生社会の実現と国際交流の推進につなげる事業とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年 11 月25日(月)

※宝くじ助成金の活用を予定しており、イベント実施後 2 カ月以内に事業完了の必要があるため。

4. 業務内容

真岡市市制施行70周年記念事業70周年記念パレード事業(以下「パレード」という。)実施にかかる企画、制作、演出、運営および付随する業務一式を委託する。なお、業務遂行の全ての過程において、甲との打ち合わせ・調整を密に行うものとする。

(1)事業概要

市民参加型のパレードを開催することで、コロナ禍にあり長らく発表の場がなかった市民団体に発表の場を提供するとともに、市政施行70周年に合わせ、来訪する海外友好都市3市の訪問団を市全体で歓迎する場とすることで市民の郷土愛の醸成に加え、多文化共生社会の実現と国際交流の推進につなげる。

(2)実施日時

令和6年10月5日(土) 午後2時～午後4時終了

(3)開催ルートおよび活用場所 ※別紙会場位置地図参照

①開催ルート:城山公園から県道47号線をとおり市民公園まで 約 900m

スタート:城山公園(住所:真岡市台町 4170 番地)を参加者待機場所とし行屋橋付近からスタートする。

ゴール:市民公園(住所:真岡市田町 1325 番地)

②観覧席設置場所:市民公園(住所:真岡市田町 1325 番地)

③参加者控室および待機場所として場所 ※施設使用料は無料

Auto Mirai 真岡公民館 全室(住所:真岡市荒町 1201 番地)

青年女性会館 全室(住所:真岡市田町 1344 番地)

総合体育館(住所:真岡市田町 1251 番地 1)

Earth いちごスポーツ交流館(住所:真岡市田町 1321 番地 1)

アオキシントックもおか武道館(住所:真岡市田町 1330 番地)

市民公園(住所:真岡市田町 1325 番地)

城山公園(住所:真岡市台町 4170 番地)

真岡小学校 体育館・前庭(住所:真岡市台町 4184 番地)

④パフォーマンス想定場所

田町北交差点、荒町寿町交差点、市役所前交差点(いずれも県道47号線)のうちいずれか1か所

⑤駐車場

市民会館周辺駐車場 約 1,500 台

(③の施設に付属する駐車場の他、市民会館周辺施設を使用することで想定。)

(4)出演者想定 ※別表「出演団体想定案」参照

想定参加団体 20 団体、500 人程度

①招待団体:3 団体(県外から 1 団体、県内 1 団体、その他 1 団体) 170人程度

②参加団体:15 団体程度(市内・県内から参加) 380 人程度

③海外友好都市訪問団(3都市) 30人程度

アメリカ合衆国 グレンドーラ市、オーストラリア ハーヴィー市、台湾 斗六市

(5)企画調整

本事業趣旨を踏まえ、十分な集客が期待出来るイベント内容、演出について発注者と協議の上実施すること。なお、実施内容の概要は以下のとおりとする。

①開催ルート範囲内でのパレード総合演出

ア 歩いて参加

- ・出演者としてマーチングバンド団体、吹奏楽団体、サンバチーム、ダンスチーム、歩く団体等が参加予定。さまざまな参加形態の団体をゴールまで賑やかにパレードするような演出をすること。
- ・(3)④で想定している沿道のパフォーマンス場所で歩いてくる出演団体を紹介し、出演団体が1～2分程度止まって表現できる場を1か所提供すること。

イ 定位置参加

- ・パレードの行列が来るまでの間、ゴール会場をにぎやかに演出する演奏発表会のような出演の場を提供すること。

ウ その他の演出

- ・本市および海外友好都市訪問団代表の計4人が、オープンカー等の車に乗り込みパレードの行列に入り参加する演出を行うこと。

②イベント等会場想定場所でのイベント

- ・スタート地点での出発の演出
- ・ゴール地点で出演者を迎える形式のゴールイベント(到着した出演団体を順に観覧者に紹介できる場を提供すること。)

③観覧席の設置について

- ・ゴール会場に観覧席を設置すること。なお、観覧席は演奏発表会と共有とする。

ア 来賓用(海外友好都市訪問団の一部を含む)

イ バリアフリー対応席

ア・イの合計 100 席程度 ※場所を確保し、椅子を並べること。

④アトラクションの企画演出について

ゴールの市民公園では、(5)①イの定位置参加団体が、行列が来るまでの時間の中で演奏発表会を開催し会場を盛り上げ、賑やかな雰囲気を作ること。なお、特設の舞台は設置しないものとする。ただし、公園内既存の舞台の使用は可とする。

(6)運営管理

①運営体制等

ア 事前準備

- ・事業全体の進捗状況を把握し、甲と打合せを行い、事業を滞りなく実施するために必要となる事業工程を作成すること。
- ・総括責任者を配置し、事業工程管理を行うとともに、関係者と密に連絡調整をすること。
- ・(5)で提案した内容を遂行するため必要な機材、資材、消耗品等を調達・管理すること。

なお、甲所有のテント9張(2間×3間、横幕あり、ウエイトなし)を貸出可能である。

- ・(5)で提案した内容を遂行するため必要な人員等を手配、配置、指導すること。
- ・配置計画書(事務局職員配置含む)の作成、執行要領等の資料の作成を行うこと。

※(3)①～⑤の会場確保、従事職員(市職員)への出務依頼等は甲が行う。

- ・交通規制告知として、一般道事前告知、迂回路告知、交通規制告知を実施すること。

イ イベント当日

- ・会場内にイベント本部を設置し、運営管理や各種問合せ対応に当たること。
- ・国、県、市や各種業界団体が発出するガイドラインに準じた適切な感染症防止対策等を行うこと。
- ・イベント来場者および出演者や関係者に対し、休憩場所の用意や定期的な水分補給の呼びかけ等、適切な対応を行うこと。
- ・救護所を設置し、傷病者の発生に備えた人員を配置すること。なお、甲より看護師資格を有する職員保健師2人を動員することとする。

②運営計画

ア 運営計画について

- ・運営計画を企画し、運営マニュアル、会場レイアウトおよび配員図を作成すること。
- ・雨天時および荒天時の計画を作成すること(事前対応含む)。なお、荒天時は屋内での招待団体による発表会を計画すること。
- ・当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時対応(地震・火災発生時等および体調不良発生時等)、悪天候対応(雨天や防風)、中止時の対応等を網羅した運営計画およびマニュアルを作成し、各スタッフや甲と情報共有を図ること。
- ・その他必要な人員は甲で手配可能な人員を充てる。甲で手配可能な人員は、一般スタッフとして市職員(交通指導員等を含む)100人程度を想定。

イ 警備・安全対策計画(交通規制含む)について

- ・会場全体、パレード参加者、群衆および雑踏に関わる警備計画、安全対策計画(交通規制を含む)およびマニュアルを作成すること。安全確保のための人員手配、配置、管理、運用について必要な機関と各所調整を図ること。また、各所に適正な人員を配置することとし、事前に配置計画を作成し、甲の了解を得ること。なお、交通警備および雑踏警備を担う警備員は必要数を準備すること。
- ・警備員および従事職員への事前説明を実施すること。
- ・警察機関、消防機関等との許可申請に係る資料作成、調整および提出を行うこと。(道路使用(占用)許可申請等各種申請、緊急車両の同線確保等に必要な協議への参加、添付書類等の作成・提出)

- ・交通規制告知関係計画・交通規制告知計画(迂回路対策を含む。)を作成すること。
- ・案内看板等(事前告知物を含む。)の制作・設置計画すること。
- ・交通規制に必要な資機材(コーン、バリケード、誘導看板等)の調達、設置すること。
- ・交通規制告知ポスター・リーフレットを作成し市内での周知を図ること。
- ・会場周辺の交通規制等に伴い支障が出る可能性のある真岡市内の企業、近隣住民、施設、店舗に対し、ポスティング等で事前に対応し、安全管理に配慮し事業実施に向け協議すること。
- ・交通規制に伴う路線バス関係者の運行変更に係る手続き調整を実施すること。
 ※交通規制に伴う県内事業者の不利益軽減に最大限配慮すること。
 ※必要に応じ道路管理者・交通管理者との交渉に同席するとともに、関係資料を作成すること。

ウ 通信インフラ・連絡体制の整備計画

- ・運営本部と各部署(警備員、救護所、控室等)、関係機関の連絡体制を構築すること。
- ・通信機材(携帯電話、無線等)の調達・配備計画を作成すること。

エ 出演者のバスによるピストン輸送計画

- ・バス会社等と協議し、パレードの進行や交通規制等に配慮しながら、パレード始点への参加者輸送計画を作成すること。併せて、必要規模のバスの台数を確保すること。

③出演団体等 ※別表「出演団体想定案」参照

- ・出演団体(招待団体、参加団体)の連絡、各種調整、アテンドおよび手配等を行うこと。
- ・出演団体提出書類(出演の同意書、紹介アナウンス原稿、車両許可申請書・車両使用申請書(車両を使用する場合)等)の取りまとめを行うこと。
- ・特記事項

ア 招待団体について

- ・招待団体については、甲において選定済み。
 - ・招待団体の出演に係る連絡調整、各種支給品の準備等を行うこと。
- (下表のとおり)

団体名	当日支給品の手配
県外高校生マーチング部	参加人数分昼食(弁当・飲み物)
一般音楽隊・カラーガード隊	参加人数分昼食(弁当・飲み物)
サンバ団体	参加人数分昼食(弁当・飲み物)

イ 参加団体について

- ・参加者募集については、甲が実施する。
- ・会場までの交通手段の手配および当日支給品の手配は不要。

ウ 海外友好都市訪問団(当日真岡市に滞在中)

- ・会場までの交通手段の手配および当日支給品の手配は不要。

④市民企画委員会の運営補助

- ・パレード全体の統一感を図ることを目的に、市内参加団体の代表等により組織された市民企画委員会を開催するにあたり、必要となる資料の作成を行うこと。また、甲の求めに応じて市民企画委員会へ出席し、参加団体の意見を演出に取り入れること。なお、市民企画委員会は契約期間内に3～4回程度の開催を想定しており、乙の参加は1～2回程度である。

⑤アトラクションの管理について

- ・ゴール地点の観覧席付近で、(5)①イの定位置参加団体による演奏発表会の企画・運営を行うこと。

⑥パレードの進行管理・運営について

- ・会場(控室や駐車場等含む)管理者との連絡調整を行うこと。
- ・必要となる機材、備品、消耗品の手配および経費精算まで行うこと。
- ・当日のタイムスケジュールおよび進行台本、各種マニュアルを作成すること。
- ・パレードのスタート・ゴール演出および司会を手配すること。
- ・出演者控室の確保、控室内の整備、控室の調整を行うこと。
- ・会場(控室や駐車場等含む)内の機材等の手配・設営・撤去を行うこと。(運営本部に係る機材や音響機材、駐車場、控室、強風および雨天対策、関係機関との連絡調整等含む。)
- ・通信インフラ・連絡体制整備について、通信連絡体制の整備として、運営本部と各部署(本部、起点、警備員、救護所等)、関係機関との連絡体制を整備すること。また、通信機材(携帯電話、無線等)を調達および配備すること。
- ・出演者および観覧者等に係るイベント保険等への加入すること。(運搬に係る必要な損害保険等への加入を含む。)
- ・パレード関係車両の手配・誘導を実施すること。
- ・パレード参加団体用のプラカード(手持ちができるもの)を製作すること。
- ・開催・中止判断の補助に関すること。
- ・その他パレードの実施に関して必要なこと。

⑦会場整備管理について

- ・ゴール地点にエアゲートを設置すること。
- ・会場案内・誘導案内等を必要箇所に設置し、来場者および参加者の安全を確保すること。
- ・会場の清掃および維持管理に関すること。

- ・観覧席(来賓用、バリアフリー用、一般用)を設営すること。椅子の設置を含む。
- ・救護や急病人および迷子に対応できるように、救護所の設営・管理運営、必要な資機材の調達(救護テント、救護セット、AED等)をすること。また、緊急応急対応や不測の事故等については、甲と協力して緊急応急対応を行うこと。
- ・運営(駐車場の管理含む)に必要なとなるスタッフを手配すること。
- ・運営や会場設営・撤去等に必要なとなる車両の調達および運行を管理に關すること。

⑧警備・安全対策業務

- ・警備および安全対策を実施すること。(迂回路対策およびテロ対策を含む。)
- ・警備員および警備運営備品(サインボード、カラーコーン・柵などの警備運営備品)の手配・設営・管理・撤去を実施すること。また緊急車両導線確保を確保すること。

⑨参加者のシャトルバスによるピストン輸送について

- ・パレード進行に合わせ、参加者を安全に円滑にパレード始点まで輸送する運行を計画すること。
- ・シャトルバスの運用に必要な資機材等(誘導看板、停留所ポール等)を調達・設置すること。
- ・シャトルバスの運用に必要な各種申請等に必要な許可申請に係る資料作成、調整および提出を行うこと。

⑩駐車場・駐輪場

- ・パレード当日の駐車場管理を行うこと。駐車場(入出時)の安全確保のため、駐車場の駐車場係の人員配置および誘導看板等の設置により来場者がスムーズに来退場できるよう取り計らうこと。また、実施日当日は記念事業実施が周辺施設で重なるため、多数の来場者を想定し、イベント会場内や会場周辺での混雑が緩和できるよう導線などを検討すること。併せて、混雑情報を可視化し、各駐車場との連携ができるような仕組みを提案し実施すること。
- ・必要な資機材等(駐車場本部テント、コーン、バリケード、誘導看板等)を調達・設置すること。
- ・一般駐車場と関係者駐車場を作成し、関係者駐車場では、駐車証、搬入出許可証等の作成、印刷、配布をすること。

(7)広報等

市内外からの来場者を想定し、効果的な広報活動を行うこと。事業広報用のチラシ、ポスターなどを必要部数制作し、配布方法まで提案すること。また、広報の手法については、見積額の範囲内で本委託業務のために効果的な広報手段があれば随時提案を行うこと。

(8)その他

実施にあたっては、会場の利用規則を遵守し、必要となる法令等の手続きを乙が行うこと。

5. 成果物および実績報告

乙はイベント終了後に、業務報告書(紙媒体2部と電子データ)と成果品(実施事業の記録写真・映像を含む)、本事業の制作物一覧、委託業務収支決算書等その他実施内容の説明に必要と考えられる資料等を報告書として作成し、速やかに提出すること。

6. その他の事項

- (1) 安全対策には十分注意し、イベントおよび準備作業等により第三者および器物に損害を与えた場合は、乙の責任において速やかに処理すること。
- (2) このイベントにより、造営物その他に損傷を与えた場合には、乙の責任において原形に復すること。
- (3) 本業務における制作物の著作権は、甲に帰属するものとする。
- (4) 第三者の著作物を使用する場合は、乙の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 各業務の実施に当たっては、必要な感染症対策を施すこと。

(6)再委託の禁止

ア 乙は、本業務の全部または大部分を第三者に委託することはできない。

イ 本業務の一部を委託しようとする場合は、委託する業務、委託先等を記載した書類を甲に提出し、承認を得なければならない。

(7)費用弁償

本仕様書にて要求する資料等の作成等に要する全ての費用は、乙の負担とする。

(8)その他

ア 関係者・関係機関との密接な調整

甲のほか、関連業者等、本業務の関係者・機関と常に良好な関係を保ち、密接な調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

イ 許認可等の手続き

業務履行に関しては関係法令を遵守すること。また、履行に当たって必要な許認可等をあらかじめ把握し、乙において処理できる手続きは、関係機関への手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。乙において処理できない手続きについては、甲と調整すること。

ウ 緊急連絡体制

業務実施に当たり、各業務の責任者を明示した緊急連絡体制表を提出すること。

エ 中止の場合の措置

ア) 荒天等によりイベントを中止または一部中止、規模縮小等する場合は、甲から乙にメールまたは電話で連絡するものとし、その決定は連絡があった時点とする。

イ)中止または一部中止、規模縮小等に伴う委託金額の変更等については、甲乙協議の上決定するものとする。なお、本業務委託に係る内容変更または精算に係る事務を行う際の参考とするため、乙は甲から中止等が決定した旨の連絡があるまでの間に実施した業務に係る費用について精算したものを、甲の指定する日時までに提出すること。

オ 業務内容の変更への対応

本業務の内容に変更が必要となった場合は、甲の指示を受けて対応すること。

カ 個人情報の取り扱い

業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、関係法令に十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止その他個人情報の保護を行うこと。

キ 秘密保持

乙は、本業務において知り得た情報(周知の情報を除く。)を本業務の目的以外に使用し、または第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。なお、本業務完了後も同様とする。

ク 協議事項

この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

ケ 仕様の変更

この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合は、甲乙協議の上、仕様を変更することを可能とする。

コ 疑義

本仕様書に定めのない事項および業務実施にあたって疑義が生じた場合は、甲との協議で決定すること。